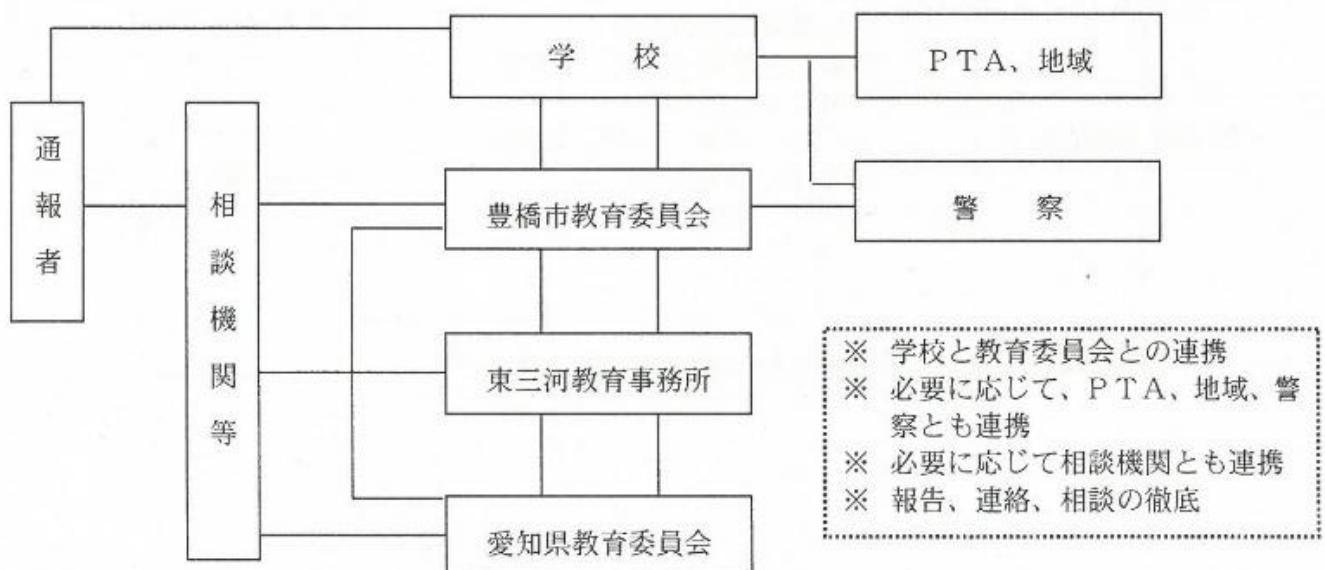


② 自殺予告への対応マニュアル（豊橋市教育委員会作成）

1. 予想される情報経路

- ① 予想される通報者 本人、保護者、友人、その他
- ② 予想される自殺予告の方法 メール、電話、手紙、FAX、その他
- ③ 予想される通報先 ※以下はすべて電話番号

・学 校	
・学校教育課	☎51-2826
・教育会館相談室	☎33-2115
・とよはしほっとプラザ東	☎41-7630
・とよはしほっとプラザ西	☎37-8008
・とよはしほっとプラザ中央	☎090-7693-2338
・市民センター（カリオンビル）	☎56-5141
・教育相談（東三河教育事務所）	☎54-5111
・こども若者総合相談支援センター「ココエール」（総合相談受付）	☎54-7830
（こども専用）	☎0800-200-7832（無料）
・東三河セーフティーネット	☎87-4186
・豊橋警察署	☎54-0110
・少年愛護センター（ココエール内）	☎21-9123
・愛知県東三河児童・障害者相談センター	☎54-6465
・こころの電話（県教育サービスセンター）	☎052-261-9671
・教育相談（県総合教育センター）	☎0561-38-2217
・ヤングテレホン（愛知県警察本部）	☎052-951-7867
・子ども・家庭110番（中央児童相談所）	☎052-953-4152
・子どもSOSほっとライン24	☎0120-0-78310
・子ども人権110番（名古屋法務局）	☎052-952-8110
・その他	



2 学校における対応

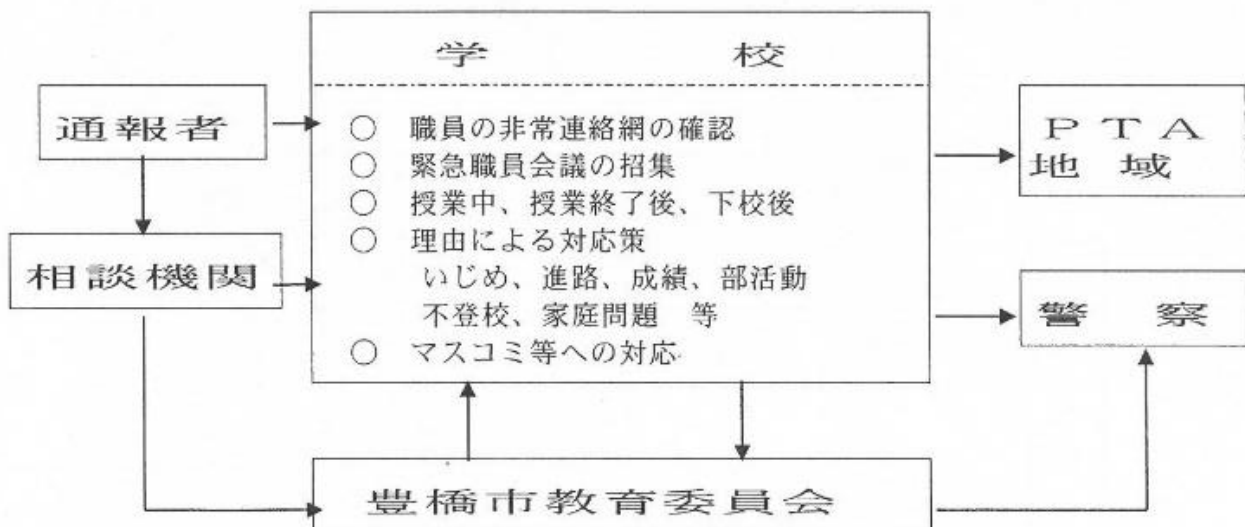
[日常時]

- 日頃から日常生活を通して、指導に配慮すべき児童生徒に対して観察を継続的に行い、速やかに対応できるようにしておく。（生活サポート委員会の機能を発揮させる。）
- 職員の非常時の連絡体制を確認しておく。
- 児童・生徒への連絡体制を整備し、未確認がないようにしておく。
- 緊急事態を想定し、学校としての対応案を作成しておく。（マスコミ等への対応を含む）

[緊急時]

- 連絡を受けた者は、速やかに校長または教頭へ連絡する。（校長・教頭が不在の場合は、しかるべき者が対応する。）
- 豊橋市教育委員会へ連絡する。
- 緊急職員会議を開催し、対応を協議する。

- ・ 欠席者の確認をする。
- ・ 欠席者のうち、理由等が不明な児童生徒については、電話や家庭訪問をして状況を把握する。
- ・ 出席者の中でも、いつもと様子が違う児童生徒、心配な状況にある児童生徒についても確認する。
- ・ 場合によっては、PTA組織を活用することも考えられる。
- ・ 必要があれば、豊橋市教育委員会と相談のうえ、警察等関係諸機関へも連絡する。
- ・ 個人情報の管理には十分留意する。



自殺の危険が高まった場合、自殺未遂が発生した場合の対応

問題発生

- 自殺の危険性が明らかになる
例) 遺書の発見、家出、保護者からの連絡、深刻な自傷行為など
- 自殺未遂が発生する



発生直後の対応

- 職員会議の実施 ※市教育委員会も参加
 - ・当該児童生徒の状況把握 (居場所、様子など)
 - ・保護者との連携 (情報の共有と相談)、必要に応じて警察等との連携
当該児童生徒の家庭に、直ちに職員を派遣する。
自殺する可能性が考えられる場合は、ためらわずに警察 (110 番) へ連絡し、連携を図る。
 - ・当該児童生徒と関わりがある (影響を受ける) と思われる児童生徒のリストアップと状況把握
 - ・危険が高まるまで (未遂発生まで) に起こった事実関係の把握
当該児童生徒にどのようなことが起きていたのか。
※客観的事実と判断・推測を区別すること。
 - ・外部との窓口の一本化 (家庭対応、関係機関・報道機関対応)
職員会議の開催を待たずに、対応が始まることも日頃から想定しておくこと。
 - ・具体的な対応策の決定
教職員の役割の明確化 (誰が、いつ、何をするか)



その後の対応

- 学校
 - ・継続的に職員会議等を開き、対応の経過、今後の方針の共通理解を図る。
- 保護者への対応
 - ・現在の状況について情報を共有し、今後の方針を明確に伝える。
 - ・当該児童生徒の家庭に寄り添った体制を継続する。
- 当該児童生徒への対応
 - ・安全の確保と心のケアを第一にする。
- 全校児童生徒への対応
 - ・できるだけ早く学校生活が平常化するよう取り組む。
 - ・全校職員で個々の様子をしっかり見守る。心配される児童生徒に対しては、心のケアを行うとともに、継続的な支援をする。